

# 第37期

## 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2020年6月26日（金曜日）午前11時

**開催場所** 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号  
当社本社（静岡本部）9階 903教室

### 決議議案

#### 第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

#### 第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

### 目次

第37期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	9
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29

### 新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止の観点から、以下の通りの対応とさせていただきます。

- ①出席役員及びスタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ②お土産の配布を予定しておりましたが、今回は取り止めとさせていただきます。
- ③総会後に開催を予定しておりました「会社説明会」につきましても、今回は取り止めとさせていただきます。
- ④総会のご来場を見合わせ、書面により事前に議決権行使をしていただくことを推奨いたします。（詳細は3ページをご参照ください。）
- ⑤会場は、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。
- ⑥ご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用をお願い申し上げます。
- ⑦ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、スタッフがお声がけをさせていただきますことをございます。

何卒、事情をご推察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2020年6月25日（木曜日）午後7時

株式会社 秀英予備校

証券コード 4678

### 企業としての価値が問われている時

新型コロナウイルスの感染が瞬く間に全世界に蔓延し、製造業、運輸交通、観光、その他サービス業など、多くの産業に痛手となっており、世界恐慌以来の不況が危惧されています。

3月から多くの小・中・高校が休校状態となり、生徒の規則正しい生活習慣、学力低下が危ぶまれています。

企業の存在価値は、「社会貢献すること」です。

未来を生きる生徒が、実り豊かな、自立した人生を送ることができる力を高めていくことが、秀英予備校の存在価値だと考えています。

新型コロナウイルスの収束が見通せない状況において、学習塾の社会的役割、存在価値が今まで以上に問われるところとなっています。ライブ&オンライン、集団&個別、録画映像配信、メソッドミックスなどにより、新しい秀英予備校へ進化し、社会に貢献していく覚悟でございます。

2020年6月  
代表取締役社長 渡辺 武

### 経営理念

- 1、生徒・父母の要求に応えることができる予備校運営をもって社会に貢献し、企業としての発展をはかる。
- 2、自分自身の世界観・人生観・ロマンを持ち、熱い心で生徒・父母との接点を持つ。
- 3、仕事のやりがいを促進する自由で風通しのいい社風を大切にする。また自己の役割に責任感を持つ。

証券コード 4678  
2020年6月10日

株主各位

静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号  
**株式会社 秀英予備校**  
代表取締役社長 渡辺 武

## 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止の観点から、書面により事前に議決権行使をしていただくことを推奨いたします。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後7時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前11時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号 当社本社（静岡本部）  
9階 903教室  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第37期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第37期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

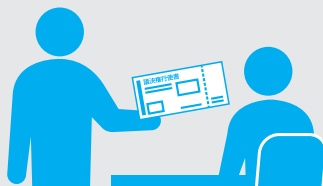
以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、当社ウェブサイト(<https://www.shuei-yobiko.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本提供書面は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(<https://www.shuei-yobiko.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

4 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## ● 株主総会へ出席 ●



### 株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## ● 書面による議決権行使 ●



### 行使期限

2020年6月25日（木曜日）  
午後7時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、2019年6月27日開催の当社定時株主総会において選任いただいた8名のうち、友重博行氏が2020年2月25日付で辞任し、他の7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会において慎重に検討を行った結果、監査等委員会は本議案で提案されている取締役候補者について特段の指摘すべき意見はないと判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	わたなべ たけし 渡辺 武 1948年6月14日生	1977年3月 安倍口英数塾創業 1984年11月 当社設立代表取締役社長就任（現在に至る） 2008年3月 小中事業本部長就任 2009年7月 新規事業本部長就任 2014年4月 新規事業本部（現 映像本部）長就任（現在に至る）	株 150,300
2	わたなべ きよこ 渡辺 喜代子 1950年7月27日生	1979年11月 安倍口英数塾入社 1984年11月 当社設立取締役就任 1994年4月 常務取締役就任 1995年3月 管理本部長就任（現在に至る） 1999年5月 専務取締役就任（現在に至る） 2010年4月 管理本部ITシステム部長就任（現在に至る） 2020年3月 小中第1事業本部長就任（現在に至る）	株 148,300
3	やまうち よしあき 山内 義明 1951年7月19日生	2002年1月 当社入社 高校事業本部中部本部長就任 2004年4月 高校事業本部名古屋本部長就任 2006年3月 高校事業本部長就任（現在に至る） 2006年6月 取締役就任 2007年3月 高校事業本部北海道本部長就任 2008年6月 常務取締役就任（現在に至る） 2014年4月 高校事業本部iD高校本部長就任	株 —

# 株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	いしがき まさとし 石垣 雅敏 1953年9月9日生	1987年10月 当社入社 1991年3月 業務部長就任 1994年4月 取締役就任（現在に至る） 1995年3月 第三営業本部長就任 1996年3月 第一営業本部長就任 1999年3月 小中学部（現 小中第1事業本部）志太事業本部長就任 2001年3月 小中学部業務本部（現 業務本部）長就任（現在に至る）	株  1,400
5	はやし しんご 林 眞吾 1968年9月22日生	1995年5月 当社入社 2000年3月 小中学部（現 小中第4事業本部）山梨事業本部長就任 2007年12月 株式会社東日本学院出向 副社長就任 2009年6月 株式会社東日本学院 取締役副社長就任 2013年10月 小中事業本部（現 小中第2事業本部）東海第1本部長就任 2015年6月 取締役就任（現在に至る） 小中事業本部長就任 2016年3月 小中第2事業本部長就任 2019年3月 小中第4事業本部長兼山梨本部長就任（現在に至る）	株  11,000
6	すずき たかひろ 鈴木 高宏 1971年8月28日生	1995年4月 当社入社 2008年3月 小中事業本部（現 小中第2事業本部）東海第3本部長就任 2011年3月 小中事業本部（現 小中第3事業本部）北海道本部長就任 2013年3月 新規事業本部（現 映像本部）iD直営第1本部長就任 2015年3月 小中事業本部（現 小中第1事業本部）静岡第2本部長就任 2017年12月 小中第1事業本部静岡iD・PAS本部長就任 2018年3月 iD・PAS統括支援本部長就任 2019年6月 取締役就任（現在に至る） 2019年8月 小中第3事業本部長兼北海道第2本部長就任（現在に至る）	株  4,200

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 渡辺武氏は、当社の創業者であり、当社設立時から代表取締役社長であります。企業経営者として培ってきた豊富な知識と経験に加え、一步も二歩も先を読み、事業戦略を立案、推進する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 渡辺喜代子氏は、当社の創業者である渡辺武氏の配偶者であり、当社設立時から取締役であります。一貫して管理部門の責任者として機能的かつ効率の高い経営を実践しており、取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (3) 山内義明氏は、2002年入社以降、予備校業界のエキスパートとして、高校事業本部の部長職を歴任し、2006年取締役に就任いたしました。多様化する高校生・卒生マーケットのニーズに対応した経営を実践する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (4) 石垣雅敏氏は、1994年取締役に就任以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の部長職を歴任した後に、業務本部の責任者として提供する教育サービスの充実を図っております。学習現場を強力にサポートする取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (5) 林眞吾氏は、1995年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、2000年には山梨県の責任者、2007年には株式会社東日本学院副社長に就任、2015年当社取締役に就任いたしました。長年の現場経験とリーダー経験を経営に反映する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (6) 鈴木高宏氏は、1995年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、北海道、静岡県などの各地域の責任者として、優れた実績を挙げ、リーダーシップを発揮するなど会社の発展に貢献し、2019年取締役に就任いたしました。今後も当社の成長戦略を指揮し、企業価値を高めていく取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。





- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐竹利文氏、村松夏夫氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、両氏が選任された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
3. 各候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 萩原茂樹氏は、2001年入社以降、高校事業本部の部長職を経て2008年に取締役、2009年に常勤監査役に就任いたしました。現場経験を踏まえた監査役として長らく監査役の責務を果たしており、今後も当社グループの持続的な成長と、コーポレートガバナンス体制の確立に寄与することができるものと判断しております。
- (2) 佐竹利文氏は、税理士事務所を開業しており、財務及び会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、当社の社外取締役にふさわしいものと判断しております。  
なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (3) 村松夏夫氏は、長年にわたる営業・販売・経営の経験により幅広い知識と見識を有していることから、当社の社外取締役にふさわしいものと判断しております。
4. 佐竹利文氏、村松夏夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、佐竹利文氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年、村松夏夫氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

以 上

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 経営成績等の概況

#### (1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、2019年の年末までは全産業比較的順調に推移してまいりましたが、年が明けた1月から中国武漢から発生したといわれている新型コロナウイルスの感染が全世界に拡大し、製造業、運輸交通、観光、その他サービス業など多くの産業に痛手となっています。また、原油価格も急落し、金融市場も混乱しています。移動の自粛により個人消費も大幅に冷え込んでいます。

当業界におきましては、少子化が一層進行し市場規模は横ばい・縮小傾向となっています。一方、大手塾の新設・F C校の新設が続いており厳しい競争状況となっています。

このような情勢のもと当社グループにおきましては、

- ① 個別部門における差別化戦略を確立すること
- ② 集団部門においては、新しい差別化戦略を確立すること
- ③ i D部門においては、校舎運営の標準化を図ること
- ④ 高校部の新しいビジネスモデルを確立すること
- ⑤ F C部門においては、地域を限定したオーナー募集を行い、効率的なS V活動を行うこと
- ⑥ 経費節減を徹底し、営業費用を軽減すること

を経営の柱として取り組んでまいりました。

売上におきましては、より木目細やかな本部経営を行えるように組織の再編成をいたしました。また、全社横断型の各種プロジェクトを立ち上げ、教育サービス全体のクオリティーの向上、募集活動の効率化、組織の活性化を図りました。

営業費用におきましては、個別指導の生徒数増加に伴う講師給与の増加がありました。一方、前々期、3月に配布する教材の一部が前期4月にずれ込んだことに伴い、前期の教材費が例年より多く計上されたこと、講習用教材の発注を抑制したことにより当期の教材費は減少となりました。また、年間を通して全社的に経費削減活動を行ってまいりました。費用対効果を考慮した夏期・冬期・春期講習募集におけるチラシ等の抑制による広告宣伝費の削減、校舎家賃交渉による地代家賃の削減等に努めてまいりました。以上の結果、売上が増収となる一方、営業費用全体としては大幅な減少となっております。

営業外損益におきましては、有利子負債の減少に伴い、支払利息が減少しております。

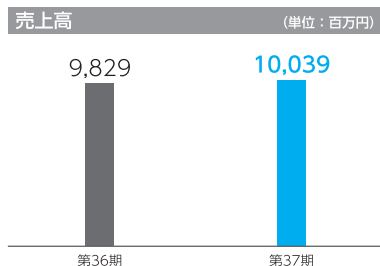
特別損益におきましては、校舎の移転及び固定資産の譲渡による自社物件の売却に伴い、固定資産売却益を計上いたしました。また、一部校舎の灯油漏れによる土壌入替え工事の発生に伴う保険金の受取、引当金の戻入益が発生いたしました。一方、当初計画に対し9月入学、3月入学が不振であった5校舎及び投資効率を検討し当期末閉鎖を決定した15校舎につき減損損失、店舗閉鎖損失引当金繰入額を計上いたしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は11,479百万円（対前年同期比2.8%増）、営業利益は581百万円（前年同期は営業利益5百万円）、経常利益は557百万円（前年同期は経常損失28百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は536百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失396百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、前期まで「高校部」に含めておりました i D 高校直営校を、地域別の営業管理体制をより強固にするため組織変更を行い「小中学部」に組み入れております。それに伴い、前期までの i D 高校直営校の実績につきましては、報告セグメントの区分を「小中学部」に変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

## 小中学部



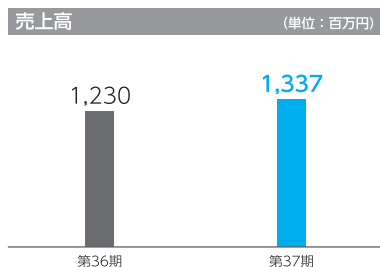
小中学部におきましては、講師・映像による個別指導部門の生徒数・売上高を大きく伸ばすことができました。

一方、集団部門におきましては、生徒数・売上高を増加させている本部もありますが、全体としては減少傾向を止められないところとなっています。

営業費用におきましては、教材費、賃借料、広告宣伝費等の削減に努めてまいりました。

その結果、小中学部の売上高は10,039百万円（対前年同期比2.1%増）、セグメント利益は1,520百万円（前年同期比29.9%増）となりました。

## 高校部

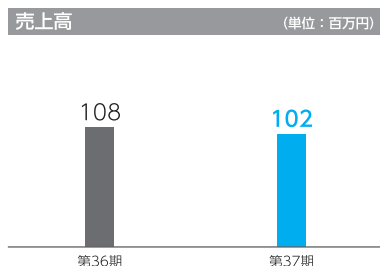


高校部におきましては、正社員教師中心の集団授業、正社員教師による「1：1個別指導」、難関大学・国公立医学部学生による質問対応（ASSIST）など、生徒のニーズに対応した教育サービスを提供し、生徒数・売上増加を図ってまいりました。当期におきましては、受講単価の高い受験学年の高3生数が4月スタート時点から順調に推移したことにより前期を上回る売上高となり、営業利益も黒字化することができました。

営業費用におきましては、教師の稼働率向上による講師給与・交通費の削減、賃借料の削減に努めてまいりました。

その結果、高校部の売上高は1,337百万円（対前年同期比8.7%増）、セグメント利益は68百万円（前年同期はセグメント損失88百万円）となりました。

## その他の教育事業



その他の教育事業におきましては、映像型のFC展開をさらに進めてまいりました。多くの課題はありますが、FC校の校舎数、総生徒数は順調に増加させることとなっております。

一方、自宅学習部門におきましては、効果的なプロモーション方法が確立されておらず、全体としては予算未達となっております。

その結果、その他の教育事業の売上高は102百万円（対前年同期比5.7%減）、セグメント損失は33百万円（前年同期はセグメント損失38百万円）となりました。

## (部門別売上高)

部 門	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		対前期比
	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)	増減率(%)
小 中 学 部	9,829	88.0	10,039	87.5	2.1
高 校 部	1,230	11.0	1,337	11.6	8.7
その他の教育事業	108	1.0	102	0.9	△5.7
合 計	11,168	100.0	11,479	100.0	2.8

## 2. 設備投資等及び資金調達の状況

## (1) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は158百万円であり、主なものは次のとおりであります。

新設・移転校舎の建物及び構築物

## (2) 資金調達の状況

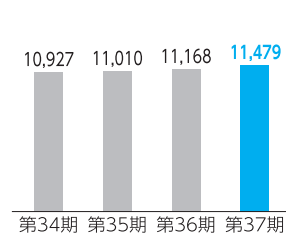
当連結会計年度の設備投資の所要資金は自己資金より賄いました。

### 3. 財産及び損益の状況の推移

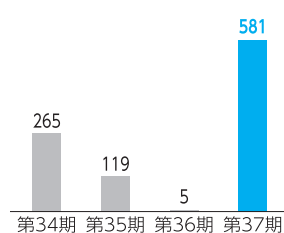
区 分 \ 期 別	第 34 期 2017年 3 月期	第 35 期 2018年 3 月期	第 36 期 2019年 3 月期	第 37 期 (当連結会計年度) 2020年 3 月期
売 上 高(百万円)	10,927	11,010	11,168	11,479
営 業 利 益(百万円)	265	119	5	581
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	199	46	△28	557
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	353	41	△396	536
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	52.70	6.13	△59.08	79.93
総 資 産(百万円)	13,917	13,514	11,890	11,247
純 資 産(百万円)	4,643	4,574	4,020	4,461
1株当たり純資産額(円)	692.06	681.80	599.27	664.92

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

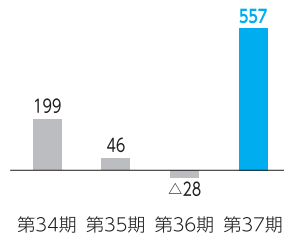
売上高 (単位:百万円)



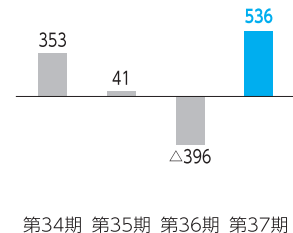
営業利益 (単位:百万円)



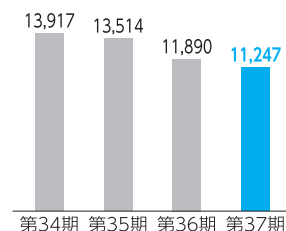
経常利益又は  
経常損失(△) (単位:百万円)



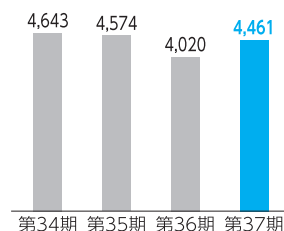
親会社株主に帰属する当期純利益又は  
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位:百万円)



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



## 4. 対処すべき課題

### (1) 小中学部

- ① 集団部門の生徒数・売上高減少を全本部で下げ止めること。そのために、開発した「夢ノート」や「コミル」などの学習支援ツールを駆使し、生徒の学習モチベーションの高揚を図り、保護者とのコミュニケーションを徹底すること。また定期テスト対策を効率的に行い成績向上を図ること。
- ② 講師による個別指導部門においては、差別化戦略を全本部で確実に実行し、生徒数・売上高の上昇トレンドを維持すること。
- ③ 映像による個別指導部門においては、校舎運営の標準化をさらに進め、生徒数・売上高を引き続き伸長させること。また、映像コンテンツの開発、クオリティの向上を図ること。

### (2) 高校部

- ① 正社員教師中心の集団授業、個別質問対応のASSIST、プロ教師による「1:1個別指導」など、生徒個々のニーズに対応した教育サービスを提供し、全体としての生徒数・売上高の向上を継続すること。
- ② 難関大学、国公立大学の医学部、中堅大学への合格実績を伸長し、ブランド力の向上を図ること。

### (3) その他の教育事業

- ① FC校の1校当たりの生徒数・売上高の向上を図ること。そのために、直営校の校舎運営のノウハウと、Z o o mなどを使った新しいオンラインメソッドを駆使し、効率的なSV活動を行うこと。

### (4) 全部門

- ① 利益増加のため、契約期間を経過した校舎のテナント物件への移転、または家賃交渉を行い、経費削減を行うこと。また、市場規模の縮小、その他の事由により損益分岐点を下回った生徒数の校舎を閉鎖し、売上・利益が期待されるエリアへの新設、スクラップ&ビルドも引き続き行うこと。また管理職がより一層現場に関わり、現場でOJT、活動の進捗管理ができるように事業本部を細分化すること。
- ② 新型コロナウイルスの感染は、第2波、第3波の拡大も予測されているが、ワクチンや治療薬も開発され、いずれ収束すると思われる。収束後においては、社会全体が大きく変わっていくことが予測されており、公教育、私塾教育も例外ではない。上記状況を踏まえ、アフターコロナにおける課題を想定し、逸早く対応し、新しいビジネスモデルを確立すること。
- ③ コロナ後のニューノーマル（新常態）においては、ライブ授業とオンラインによる遠隔授業が、それぞれの長所を活かした形で並行して実行されていくと思われる。休校中に実施した遠隔授業運営のノウハウをさらに進化させ、時代を先取りした新しい授業スタイルを確立すること。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業の内容
㈱東日本学院	10,000	100.00	小中学部・高校部の学習塾の経営

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 6. 主要な事業内容

- ・大学受験予備校の経営
- ・教材、書籍の出版
- ・映像動画による教育コンテンツの配信事業
- ・学習塾の経営
- ・模擬テストの実施
- ・フランチャイズ事業
- ・学童保育の経営



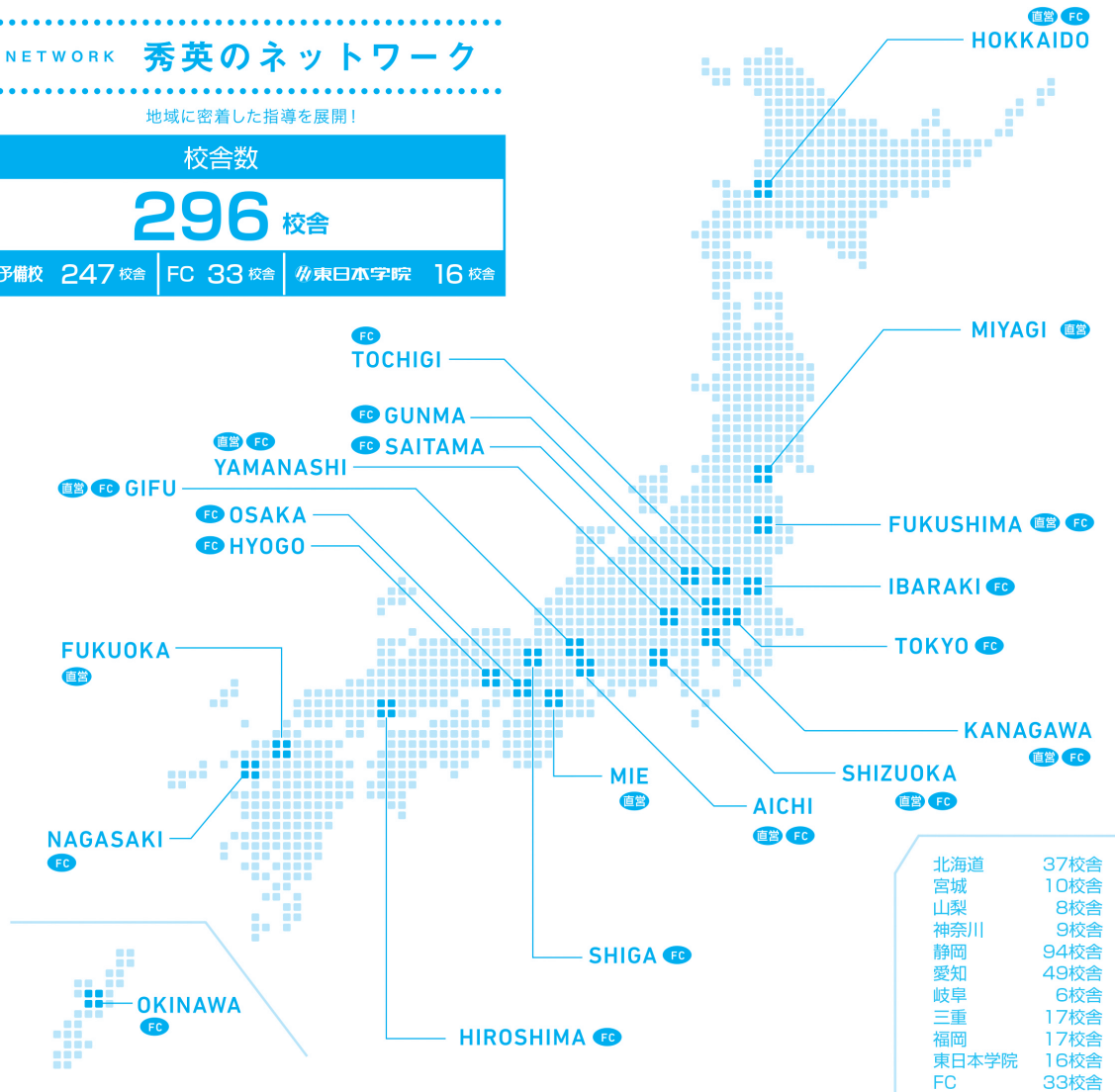
## 7. 主要な事業所

本社 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号



地域に密着した指導を展開!

校舎数	
<b>296</b> 校舎	
秀英予備校	247 校舎
FC	33 校舎
東日本学院	16 校舎



## 8. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
小中学部	558	△ 9
高校部	92	△ 1
その他の教育事業	4	△ 3
全社 (共通)	56	△ 6
合 計	710	△19

- (注) 1. 臨時雇用者の当連結会計年度の1ヶ月当たり平均雇用人数(8時間/日換算)は451名であり、大半は個別指導講師、チューター(個別質問対応・事務補助)、高校部の年間契約講師、清掃パート、派遣社員、契約社員であります。なお、この人員につきましては、上記の従業員数には含まれておりません。
2. 全社(共通)は、人事総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### (2) 当社の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
小中学部	513	△10	34.5	10.1
高校部	87	0	36.6	12.0
その他の教育事業	4	△ 3	37.8	13.5
全社 (共通)	50	△ 6	34.3	9.0
合 計	654	△19	34.8	10.3

- (注) 1. 臨時雇用者の当事業年度の1ヶ月当たり平均雇用人数(8時間/日換算)は426名であり、大半は個別指導講師、チューター(個別質問対応・事務補助)、高校部の年間契約講師、清掃パート、派遣社員、契約社員であります。なお、この人員につきましては、上記の従業員数には含まれておりません。
2. 全社(共通)は、人事総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

## 9. 主要な借入先

借 入 先	借入金残高(百万円)
株式会社静岡銀行	460
株式会社三菱UFJ銀行	430
三井住友信託銀行株式会社	328

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式 19,240,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式 6,710,000株（自己株式319株を含む。）
3. 株 主 数 17,729名（前期末比△419名）
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 シ ュ ー エ イ	2,243,400	33.43
株 式 会 社 ナ ガ セ	266,600	3.97
秀 英 予 備 校 従 業 員 持 株 会	252,400	3.76
渡 辺 武	150,300	2.24
渡 辺 喜 代 子	148,300	2.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	121,300	1.80
株 式 会 社 静 岡 銀 行	104,000	1.54
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100,000	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	77,100	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	65,000	0.96

（注）持株比率は、自己株式（319株）を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 武	映像本部長
専 務 取 締 役	渡 辺 喜代子	小中第1事業本部長 管理本部長 ITシステム部長
常 務 取 締 役	山 内 義 明	高校事業本部長
取 締 役	石 垣 雅 敏	業務本部長
取 締 役	林 眞 吾	小中第4事業本部長 山梨本部長
取 締 役	田 中 耕 治	経理部長
取 締 役	鈴 木 高 宏	小中第3事業本部長 北海道第2本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	萩 原 茂 樹	
取 締 役 (監査等委員)	佐 竹 利 文	税理士
取 締 役 (監査等委員)	村 松 夏 夫	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の佐竹利文及び村松夏夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の佐竹利文及び村松夏夫の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員)の佐竹利文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会の社内からの情報収集の円滑や、内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため、萩原茂樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2019年6月27日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)鈴木一紘氏は辞任により退任いたしました。
6. 2020年2月25日をもって、取締役(小中第6事業本部長兼福岡本部長)友重博行氏は辞任により退任いたしました。

## 2. 取締役の報酬等の額

	支給人員	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	8名	190百万円
取締役 (監査等委員)	4名	15百万円

(注) 上記の内、社外取締役(監査等委員)に対する報酬額は3名3百万円です。

## 3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	佐竹利文	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査等委員会13回のうち13回に出席、主に税理士の経験からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	村松夏夫	当期開催の取締役会5回のうち5回に出席し、また、当期開催の監査等委員会9回のうち9回に出席、主に経営の経験からの発言を行っております。

(注) 村松夏夫氏の取締役会ならびに監査等委員会への出席状況については、2019年6月の取締役就任以降、2019年度に開催された取締役会ならびに監査等委員会への出席状況を記載しております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 29,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V. 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社は、株主の皆様をはじめ、従業員、生徒、父母、取引先、地域社会等の各ステークホルダーからの要請・期待に応えることを目指し、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの充実に努めており、その結果としての企業価値向上を経営上の基本方針としております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程を制定・施行しております。株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、営業会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、適切に保管及び管理しております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社のリスク管理は、管理本部長を責任者とする管理本部にて対応しております。管理本部では、対顧客トラブル、営業上の諸問題、社内トラブル等につき随時営業部門の責任者より報告を受け、対応しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談し、対応を検討しております。さらに、当社及び当社子会社に及ぼすリスクの程度が大きいと判断される場合は、経営会議にて対応を検討いたします。

また、内部通報規程により、法令及び規程違反行為は管理本部に通報される体制が構築されており、当該法令違反行為等が重大と認めるときは直ちに代表取締役へ報告される体制が整っております。さらに、定期的に内部監査室が事業所の監査を行うことにより規程どおり運営されているかどうか、その状況を含め、代表取締役と監査等委員会に報告されております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、地域ごとに営業拠点を統括する本部長と業務執行取締役等との営業会議を定期的に開催し、各地域の営業状況の報告、課題の検討等を行っております。また、定時及び臨時の取締役会、経

当会議において、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行っております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を監査役設置会社とし、当社の取締役及び使用人が取締役及び監査役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制としております。また、子会社を監査の対象とし、監査の結果は定期的に当社の代表取締役に報告される体制となっており、監査等委員会は当社及び当社子会社の内部統制状況を把握・評価しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会を補佐する担当部署や担当者は設けておりませんが、監査等委員会の要請に応じ、情報等を提供する体制をとっております。

なお、監査等委員会よりその業務に必要な要請をうけた従業員は、その要請に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員は、取締役会・経営会議に出席するとともに重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため営業会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めています。取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告しております。また、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整えております。

なお、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理については、取締役（監査等委員）規程を制定・施行し、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制となっております。



## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前述の内部統制システムの整備を行い、年7回開催の取締役会及び年28回開催の経営会議において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、常勤監査等委員は、監査等委員会監査のほか、代表者及び管理職との面談、社内的重要会議への出席、子会社往査等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関わる事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的に実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないか検証しております。また、内部監査室は、内部統制システムの有効性に関する自己点検を毎年行い、その結果を経営会議メンバーによる内部統制委員会に対し報告しております。

## 3. 株式会社の支配に対する基本方針

当社グループとしては以下の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

経営方針

当社グループの経営の基本方針は以下のとおりであります。

- (1) 学習効果が最大限期待できる機能的な校舎を開設し、インターネット環境などのインフラが構築されている等、高度なニーズに応えられる快適な学習空間を提供すること
- (2) 高均一な授業、学習・進学指導を中心とした教育サービスを提供し、学校外教育に対する高いレベルのニーズに応えること
- (3) 膨大な潜在的ニーズがあるにもかかわらず、全国的にも運営ノウハウが確立されていない現役高校生部門を拡充させること
- (4) 映像ビジネス分野において、教育コンテンツの動画配信サービスを提供し、家庭及び教育現場での学習効果を高めること
- (5) 需要の高い個別指導分野において、習熟度に合わせたきめ細かい指導を徹底し、幅広い学習ニーズに応えること

なお、上記の経営方針に照らし不適切な者が当社グループ支配権の獲得を表明した場合には、当該当事者と東京証券取引所その他の第三者（独立社外者）とも協議の上、次の3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ①当該取り組みが基本方針に沿うものであること
- ②当該取り組みが当社の株主共同の利益を損なうものでないこと
- ③当該取り組みが当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないこと

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,900,104	流動負債	3,115,537
現金及び預金	1,207,601	短期借入金	710,000
受取手形及び売掛金	154,933	1年内償還予定の社債	199,960
商 品	89,844	1年内返済予定の長期借入金	337,196
貯 蔵 品	19,140	リ ー ス 債 務	87,766
そ の 他	435,937	未 払 金	555,943
貸倒引当金	△7,353	未 払 法 人 税 等	148,471
固 定 資 産	9,332,238	未 払 消 費 税	234,116
有形固定資産	6,481,200	前 受 金	244,258
建物及び構築物	3,012,469	賞 与 引 当 金	158,584
機械装置及び運搬具	1,375	店舗閉鎖損失引当金	23,392
工具、器具及び備品	96,350	そ の 他	415,848
土 地	3,342,861	固 定 負 債	3,671,042
リ ー ス 資 産	28,143	社 債	450,100
無形固定資産	262,259	長 期 借 入 金	443,647
そ の 他	262,259	リ ー ス 債 務	287,123
投資その他の資産	2,588,778	繰 延 税 金 負 債	14,487
敷金及び保証金	2,418,041	退職給付に係る負債	684,757
そ の 他	175,839	資 産 除 去 債 務	635,725
貸倒引当金	△5,103	長期リース資産減損勘定	339,890
繰 延 資 産	15,643	長 期 未 払 金	790,350
社債発行費	15,643	そ の 他	24,960
資産合計	11,247,986	負債合計	6,786,579
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	4,461,256
		資 本 金	2,089,400
		資 本 剰 余 金	1,835,655
		利 益 剰 余 金	536,355
		自 己 株 式	△154
		その他の包括利益累計額	149
		退職給付に係る調整累計額	149
		純 資 産 合 計	4,461,406
		負債純資産合計	11,247,986

## 連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		11,479,780
売 上 原 価		9,322,317
売 上 総 利 益		2,157,463
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,575,715
営 業 利 益		581,748
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,544	
受 取 配 当 金	2,016	
受 取 賃 貸 料	16,155	
そ の 他	22,052	57,769
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	57,395	
そ の 他	24,369	81,764
経 常 利 益		557,753
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	412,950	
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	8,210	
受 取 保 険 金	10,164	431,325
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	8,675	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	23,392	
減 損 損 失	333,430	365,498
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		623,580
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	89,389	
法 人 税 等 調 整 額	△2,165	87,224
当 期 純 利 益		536,355
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		536,355

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,786,232	流動負債	3,003,196
現金及び預金	1,119,388	短期借入金	630,000
売掛金	141,760	1年内償還予定の社債	199,960
商品	83,468	1年内返済予定の長期借入金	337,196
貯蔵品	16,658	リース債務	87,766
前払費用	212,337	未払金	534,550
その他	219,973	未払法人税等	146,500
貸倒引当金	△7,353	未払消費税等	225,341
固定資産	9,282,902	未払費用	102,468
有形固定資産	6,436,069	前受り	244,258
建物	2,927,459	前受り	68,776
構築物	69,262	前受り	20,352
機械及び装置	1,375	賞与引当金	150,455
車両運搬具	0	店舗閉鎖損失引当金	23,392
工具、器具及び備品	93,462	その他	232,177
土地	3,316,366	固定負債	3,620,326
リース資産	28,143	社債	450,100
無形固定資産	261,896	長期借入金	443,647
ソフトウェア	248,024	リース債務	287,123
電話加入権	13,321	繰延税金負債	13,512
その他	550	退職給付引当金	632,532
投資その他の資産	2,584,936	関係会社事業損失引当金	4,840
長期前払費用	170,289	資産除去債務	632,178
敷金及び保証金	2,414,199	長期リース資産減損勘定	339,890
会員権	5,550	長期未払金	790,350
貸倒引当金	△5,103	その他	26,151
繰延資産	15,643	負債合計	6,623,522
社債発行費	15,643	(純資産の部)	
資産合計	11,084,778	株主資本	4,461,256
		資本	2,089,400
		資本剰余金	1,835,655
		資本準備金	1,835,655
		利益剰余金	536,355
		その他利益剰余金	536,355
		繰越利益剰余金	536,355
		自己株式	△154
		純資産合計	4,461,256
		負債純資産合計	11,084,778

## 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,814,288
売 上 原 価	8,739,332
売 上 総 利 益	2,074,956
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,528,686
営 業 利 益	546,269
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	17,544
受 取 配 当 金	2,016
受 取 賃 貸 料	189,744
そ の 他	21,832
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	56,906
賃 貸 収 入 原 価	144,390
そ の 他	21,104
経 常 利 益	555,006
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	412,950
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	8,210
受 取 保 険 金	10,164
そ の 他	664
特 別 損 失	
店 舗 閉 鎖 損 失	8,675
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	23,392
減 損 損 失	333,430
税 引 前 当 期 純 利 益	621,497
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	87,418
法 人 税 等 調 整 額	△2,276
当 期 純 利 益	536,355

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 秀英予備校  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 郷 右近 隆也 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秀英予備校の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秀英予備校及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 秀英予備校  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷 右近 隆也 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秀英予備校の2019年4月1日から2020年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、当社内部監査部門、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

株式会社秀英予備校 監査等委員会  
常勤監査等委員 萩原茂樹 ㊟  
監査等委員 佐竹利文 ㊟  
監査等委員 村松夏夫 ㊟

(注) 監査等委員佐竹利文及び村松夏夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



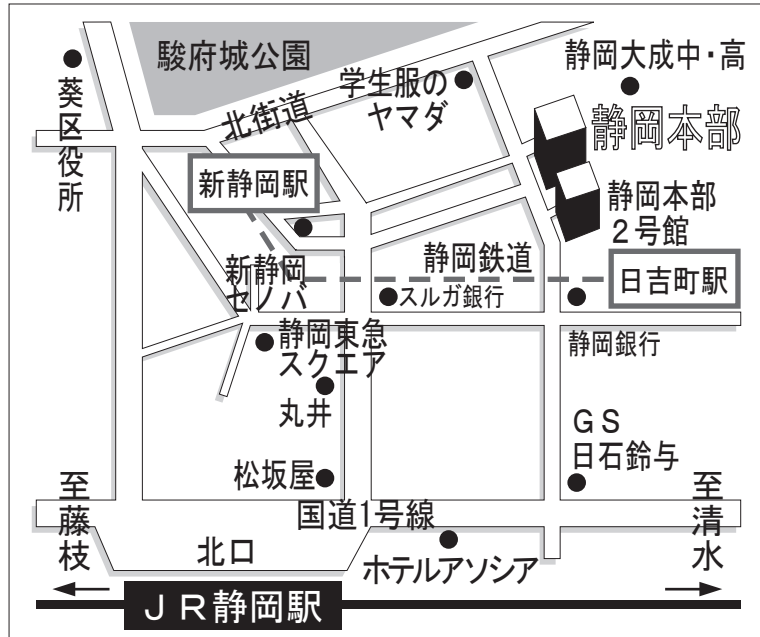






## 株主総会会場ご案内図

会場 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号  
当社本社(静岡本部)9階 903教室  
電話 054-252-1792



※JR静岡駅北口より徒歩10分

※静岡鉄道新静岡駅より徒歩3分

※誠に勝手ではございますが、駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。